

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2015年10月6日 第20号

発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光 2-5-8
ハイツカメリア 202号

TEL/FAX：043-221-2525
E-mail: t-oyana@lapis.plala.or.jp
http://scrumunion.web.fc2.com/

■発行責任者：大島甲三 ■編集責任者：平野良成

コミュニティユニオン第27回全国交流会 in あいち



昨年の札幌集会に続き、小柳、宮島の二人の参加で、愛知県刈谷市・刈谷市産業振興センターを会場とする「コミュニティ・ユニオン第27回

全国交流会inあいち」にオブザーバーとして参加しました。

9月26日(土) JR五井駅前にユニオン市原でマイクロバスをチャーターし、運転手はプロのTさん(ユニオン市原の組合員)で、7人の参加者を乗せて午前6時15分に出発。途中、JR錦糸町駅前で、東京・お互い様ユニオン12名を乗せ、計19名で会場の刈谷市産業振興センターに向かいました。

到着予定は、午前12時30分でしたが、午後1時開会に間に合うことができず、午後1時30分の到着となりました。

今、愛知での全国交流集会は参加者が86団体・400名余り(前回の札幌集会は290名余り)でした。

(1日目)9月26日

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク総会が開催され、2016年度活動方針が採択されました。

ーみんなはひとりのために、ひとはみんなのためにー

1. 過労死促進法も解雇の金銭解決制度もいらない！雇用と平和を破壊する安倍政権を退陣させよう！
 2. 雇用を破壊する労働時間規制と解雇規制の緩和を許さず、安倍政権の労働分野の全面規制緩和を、全国各地の力を集め全力で阻止しよう！改悪労働者派遣法への政省令・指針を策定させるとともに、間接雇用の促進を許さず、派遣労働者の権利のために取り組もう！
 3. 労働者保護法制の再構築、セフティネット・労働基準づくりの社会的労働運動に取り組もう！雇用の原則は期限のない直接雇用であることを制度的にも社会的にも確立していこう！
- ①『最賃全国どこでも今すぐ1000円に！生活できる賃金を！』キャンペーンを展開しよう。10月1日～12日、ユニオン全国同時アクションIIを各地で一斉に展開しよう。
- ②「契約期間5年越え」対策の不更新条項契約や雇止めを許さず、労働契約法を活用し、有期雇用労働者の雇用安定化と均等待遇に取り組



もう。

4. 全国各地にもっともっとコミュニティ・ユニオンを広げ、ネットワークを拡大・強化して、相談活動、組織化を進めるとともに、社会的発言力を大きく強くしよう！
5. 働く誰もが安心して人間らしく暮らせる社会をめざして、さまざまな団体、個人とのネットワークを広げ、社会的連帯の輪を大きく創り上げていこう！

記念講演 & 対談

—社会的危機と対峙する労働運動を—

講演1、中谷雄二弁護士

名古屋で活動。労働事件、傷害者問題、平和問題の訴訟を多く取り組む。現在、「秘密保全法に反対する愛知の会」や「安倍内閣の暴走を止めよう！共同実行委員会」の代表をつとめながら、東海地区のユニオンと連携して労働事件の訴訟や労働委員会に多数取り組んでいる。

講演2、大内裕和（ひろかず）中京大学国際教養学部教授。専門は教育学・教育社会学。著書に『日本の奨学金はこれでいいのか！』（あけび書房）、『ブラックバイト』（堀之内出版）、『(全身〇活)時代』（青土社）など、奨学金問



題対策全国会議共同代表。この間、若者層の貧困化に関する諸問題とその危険性について全国で精力的に講演活動を行っている。

ブラックバイト登場の社会的背景

—大学生の貧困の深刻化、奨学金の悪化、労働市場の劣化—

(1) 東京地区私立大学教職員組合連合（東京私大教連）による学生生活調査は2014年5～7月、東京都と神奈川、埼玉、千葉、茨城の4県にある14大学の新生の家計について、保護者に聞いた。4330件の回答を得た。約4割の下宿生に対する14年度の仕送り額は、新年度の出費が落ち着く6月以降の月平均8万8500円で、前年度から500円減。ここから家賃を除き、30日で割った「1日当たりの生活費」は897円。入学と同時に消費税率が引き上げられたにもかかわらず、前年度を40円下回って過去最低だった。過去最高の90年度の2460円。

仕送り額の推移

仕送り額 10万円以上 1995年

仕送り額	1995年	2014年
10万円以上	62.4%	29.3%
5万円未満	7.3%	23.9%
0円	2.0%	8.8%

学生生活の収入推移

2000年度

- ① 家計からの給付 160万円
- ② アルバイト 40万円
- ③ 奨学金 20万円

(2) 有利子奨学金受給者の急増
奨学金制度の現在

日本学生支援機構

〔第1種奨学金〕無利息の奨学金。特に優れた学生および生徒で経済的理由により著しく修学困難な方の貸与を行う。

〔第2種奨学金〕利息付きの奨学金。利率固定方式または利率見直し方式のうち、申込み際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年3.0%が上限。第1種奨学金より緩やかな基準によって選考された者に貸与する。

2014年度 入学者の貸与月額

種	国・公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通勤	自宅外通学
1	45000	51000	54000	64000
2	3万～12万	3万～12万	3万～12万	3万～12万

(単位は円)
尚、大学院は15万円まで、法科大学院は22万円まで。

奨学金制度の変化

第2種奨学金（利子付き）の導入

1980年に日本育英会法全面改正で有利子枠創設

付帯決議「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合には廃止等を

含めて検討する」

しかし政府は大学の学費を引き上げる一方、1999年に財政投融资と財政投融资機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始めた。

年度	無利子奨学金	有利子奨学金	計
1998年	39万人	11万人	50万人
2012年	38万人	96万人	135万人

無利子貸与の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約2万人ずつ増加しているが、採用枠が少ないために、2009年には78%が不採用となった。

第1種奨学金について教育職の場合に免除の制度⇒1998年に廃止

2004年に日本育英会廃止⇒日本学生支援機構へ

奨学金返還免除職（大学での研究職）2004年3月に廃止

(3) 奨学金返済の困難

第2種奨学金

毎月10万円借りる。

貸与総額480万円 貸与利率上限3.0% 返

還総額6,459,510円

月額返還額22,351円 返還年数20年⇒すぐ払い始めて43歳

年利10%の延滞金（2014年度以降は年利5%）、延滞金発生後の返済では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される。元本を減らすことが困難。元本の10%以上のお金が出せなければ半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

奨学金制度が不備であるためアルバイトをせざるを得ない。奨学金の返還があるためにブラック企業を辞めることができない。

(4) 非正規雇用労働者の急増による労働市場全体の劣化

1992年 1053万人（雇用者全体に占める割合21.7%）

2012年 2013万人（雇用者全体に占める割合38.2%）

若年層のほぼ半数、年収300万円以下がほとんど。フリーターの急増、フリーターと学生アルバイトの労働市場での競合。正規雇用労働者の減少と非正規雇用労働者の増加のなかで、非正規雇用労働者がかつての「補助」労働から「基幹」労働へ移行。パートリーダー、バイトマネージャ、パート店長。

今後の課題

(1) 「ブラックバイト」問題を「ブラック企業」との関連も含めて知識を持ち、社会に広く知らせること。

NHK クローズアップ現代「なぜ広がる”ブラックバイト”被害」

(2) 2016年参院選の争点に

2014年「子どもの貧困対策大綱」閣議決定を8月以降に先送り

7月15日に公表された2012年の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を記録し、大綱の内容をより充実させるよう求める声が上がった。「大学における給付型奨学金制度の導入」を要求⇒実現せず。

(3) 地方レベルでの実践

長野県で2014年度から給付型奨学金制度の導入

都道府県など地方自治体レベルでの給付型奨学金制度の実現⇒中央政府への圧力

憲法運動、9条の会、改憲阻止運動において「奨学金」「ブラックバイト」や「若年層の貧困」

をテーマとする。

堤未果『ルポ貧困大国アメリカ』

奨学金返還免除と軍事動員⇒経済的徴兵制 2014年5月文部省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」

前原金一（「日本学生支援機構」の運営評議会委員、経済同友会・前副代表幹事）発言「返還の滞納者が誰なのか教えてほしい・・・（中略）防衛省などに頼み一年とか二年とかインターンシップをやらせてもらえば就職は良くなる。防衛省は考えてもいいと言っている」

堤未果『ルポ貧困大国』

憲法25条と9条の連携、9条だけでは9条は守れない。

憲法25条「生存権」を生かすことが、憲法9条「戦争放棄」を実質化することになる。

(4) 社会的労働運動と職場闘争との結合を！ 「給付型奨学金の導入」「ブラック企業・ブ

ラックバイトの根絶」「最低賃金全国一律自給 1000 円」⇒社会的課題
職場外の社会的課題に取り組む労働運動⇒社会的労働運動
社会的労働運動の重要性⇒企業内労働組合運動の限界の克服、支配層による分断支配

の打破、労働組合の存在感低下や社会的偏見の克服
社会的労働運動⇒労働者の連帯や労働組合の重要性の再発見、活動家への入り口⇒労働組合の組織化・職場闘争の強化

(2日目) 9月27日 分科会



14の分科会があり、参加前に提出となっています。私の場合は、東京・お互い様ユニオンが「第7分科会」の組織運営～個人加盟ユニオンの組織運営について今一度見直しお互いに強くなろう～に参加しました。20名ぐらいの分科会で、参加者全員の発言とはならず、歴史と組織の大きいところが中心となりました。

悩みは、どこも同じで「財政」問題、「相談者が定着しない」「後継者に苦慮している」等でした。千葉スクラムユニオンもそうですが、毎月1000円の組合費がほとんどでした。100名近い組合員を抱えるところは、ギリギリの運営で、争議の解決金がなければ維持できない状況でした。

相談者が組合員になるとレクや年齢層の対応もあり、既存の組合運営との違いを感じました。

分科会

- ★第1分科会・グローバル企業・トヨタの足下で
- ★第2分科会・外国人労働者の実態と組織化
- ★第3分科会・メンタルヘルス対策を考える
- ★第4分科会・いじめ・パワハラ・過重労働による精神疾患
- ★第5分科会・公務職場における「臨時・非常勤」の現状
- ★第6分科会・自由討論の場「憲法・安倍Ⅱ」
- ★第7分科会・組織運営
- ★第8分科会・労働法制が改悪されても闘い続けるぞ
- ★第9分科会・自立して生活できる賃金を！
- ★第10分科会・つぶされない組織化—組織化をなるべく成功に導く—
- ★第11分科会・活用しよう！労働委員会
- ★第12分科会・有期雇用問題を考える
- ★第13分科会・ブラック企業と“ブラックバイト弁護士
- ★第14分科会・女性と労働

